部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第４１６号
（生企、地域、捜一、捜二）
令和８年１月５日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

微罪処分事件処理要領の制定について（通達甲）

県警察における微罪処分事件の取扱いについては、「微罪事件処理要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月16日刑企発第138号。以下「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き別添のとおり「微罪処分事件処理要領」を定め、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

微罪処分事件処理要領

第１　趣旨

この要領は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条ただし書の検察官が指定した事件のうち、微罪処分事件の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　準拠規定

微罪処分事件の取扱いについては、刑事訴訟法、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）及び「地域警察官の事件、事故等の処理範囲の基準について（通達甲）」（平成28年３月15日地域発第74号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第３　微罪処分事件の要件

捜査した20歳以上の者の刑事事件が次の１から５までのいずれかに該当する場合であって、刑罰を科す必要がないと明らかに認められるときは、検察官に送致することを要せず、他の同一の取扱いをした事件とともに、その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居並びに犯罪事実の要旨を毎月一括して検察官に報告すること（以下「微罪処分」という。）ができる。ただし、刑事訴訟法第199条第１項（通常逮捕）若しくは第210条第１項（緊急逮捕）の規定によって被疑者を逮捕した事件、告訴、告発若しくは自首のあった事件又は検事正が特に送致すべきものと指示した事件については、この限りでない。

１　刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗）、第246条（詐欺）又は第252条（横領）若しくは第254条（遺失物等横領）の罪の事件であって、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するもの

(1)　被害額が２万円以下であり、かつ、犯罪が軽微であること。

(2)　盗品等の返還その他の被害回復が行われていること。

(3)　被害者が処罰を希望していないこと。

(4)　素行不良者でない者の偶発的犯行であって、再犯のおそれがないと認められること。

２　刑法第256条（盗品譲受け等）の罪の事件であって、１(1)から(4)までに準ずる事由があるもの

３　刑法第185条（賭博）の罪の事件であって、得喪の目的である財物が極めて僅少であり、かつ、犯情が軽微であるもののうち、被疑者に同種の前科がなく、共犯者の全てについて再犯のおそれがないと認められるもの

４　凶器未使用で犯情が軽微であり、被害者が処罰を希望せず、かつ、素行不

良者でない者の偶発的犯行であって、再犯のおそれのない暴行事件

5　１から４までに定めるもののほか、検事正が特に指示した特定罪種の事件

第４　微罪処分の手続

１　検挙警察官の措置

犯罪事実が軽微な窃盗、詐欺、横領、遺失物等横領、盗品譲受け等、賭博若しくは暴行の罪の事件を犯した20歳以上の被疑者を検挙し、又はその検挙の端緒を得た警察官（以下「検挙警察官」という。）は、当該事件が微罪処分の要件に該当する事件であると認められる場合は、その旨を署の事件担当課長（検挙警察官が地域警察官である場合は、地域課長、地域課長代理又は地域係長（以下「地域課長等」という。））に報告するとともに、被疑者の前科・前歴の有無を確認しなければならない。

２　事件担当課長等の措置

(1)　１の報告を受けた署の事件担当課長又は地域課長等は、署長に報告して指揮を受け、事件担当課又は地域課の巡査部長以上の階級にある者等の中から指定した取扱者及び検挙警察官（以下「取扱者等」という。）を当該事件の処理に当たらせるものとする。

(2)　事件担当課長又は地域課長等は、取扱者等から当該事件が微罪処分の要件に該当するか否かの検討内容等について報告を受け、その適否を確認するとともに、必要に応じて自ら当該事件の関係者の取調べを行う等の適正かつ具体的な指揮をしなければならない。

３　取扱者等の措置

取扱者等は、被疑者、被害者等の取調べを行うとともに、別記様式の微罪処分手続書（以下「手続書」という。）により、当該事件が微罪処分の要件に該当するか否かを詳細に検討し、事件担当課長又は地域課長等の指揮を受けて手続書の作成その他の必要な事項を処理しなければならない。

なお、微罪処分をする場合において、被疑者に対する訓戒等の処置は、微罪処分の核ともなる極めて重要な手続であるため、当該処置の確実かつ適正な実施を担保する観点から、取扱者等とその上位に当たる警察官が共同して実施しなければならない。

第５　関係記録、証拠物件等の取扱い

１　証拠物件の取扱い

微罪処分事件に係る証拠物件は、特に必要があると認める場合を除いては、押収手続を執ることなく、取扱者等の立会の下、被疑者から直接被害者又は所有者に還付させる措置を執らせるものとする。ただし、既に任意提出を受けて領置又は差押えの手続が執られた証拠物件がある場合は、還付手続

を執らなければならない。

2　既に関係書類が作成されている場合等の措置

微罪処分をすることが決定する前に、既に捜査報告書、供述調書、任意提出書、領置調書等の関係書類が作成されている場合は、これらの関係書類を手続書に添付して用いることができるものとする。また、被害品目が多いときなど、手続書の所定の記載欄に記載しきれないような場合には、その部分のみ司法警察職員捜査書類基本書式例の様式等を用いて作成しても差し支えない。

3　関係記録の編てつ及び保管

微罪処分事件の処理を終えた手続書及び関係記録は、微罪処分事件報告書の写しに添付の上、一括して編てつし、７年間保管するものとする。

第６　取扱上の留意事項

微罪処分事件を取り扱うときは、次の事項に留意しなければならない。

1　微罪処分は、事件処理の効率化を図ることが重要な目的の一つであることから、早期に微罪処分ができるか否かを検討し、その可否を決定すること。

2　被害額が基準金額以下の事件であっても、事案の性質、被疑者の性格・境遇等により微罪処分をすることが相当でないと思料されるものについては、通常の送致手続を執ること。

3　微罪処分事件についても、通常の送致手続による事件と同様に事実誤認、手続過程における人権侵害等がないよう適正な捜査を行うこと。

4　微罪処分ができることが当初から明らかな事件については、取調べ状況報告書を作成する必要はないが、取調べ段階において、微罪処分ができるか否かが判然としない場合には、取調べ状況報告書を作成すること。

5　微罪処分をした事件について、その後新たな事実が判明し、送致することが適当であると認めるに至った場合又は検察官から特に送致の指示があった場合は、再捜査の上、通常の送致手続を執ること。

6　微罪処分をした事件は、犯罪事件処理簿の作成を要しないが、犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第４号）に定められた犯罪統計原票（刑法犯認知情報票、刑法犯検挙情報票及び刑法犯被疑者情報票）を確実に作成すること。

別記様式（第４、第５関係）
（その１）

<table>
<tr><td>署　長</td><td>副署長等</td><td>官</td><td>課　長</td><td>係　長</td><td>取　扱　者</td><td>検　挙　者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>階級
氏名　㊞</td><td>階級
氏名　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="7">微　罪　処　分　手　続　書</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被
疑
者</td><td>本　籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　居</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">犯歴照会</td><td>照会日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>照会者</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生（　歳）</td><td>犯　歴</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td>犯罪事実の要旨</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発覚の端緒</td><td colspan="2"></td><td>犯罪動機</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">微罪処分の要件及び検討結果</td><td>被疑者</td><td colspan="2">□20歳以上の者である。</td><td>その他</td><td colspan="2">□告訴、告発又は自首事件ではない。
□通常逮捕又は緊急逮捕した事件ではない。
□還付不能の証拠品はない。</td></tr>
<tr><td>罪　種</td><td colspan="2">□窃盗　□詐欺　□横領
□遺失物等横領　□盗品譲受け等</td><td colspan="2">□賭博</td><td>□暴行</td></tr>
<tr><td>犯　情</td><td colspan="2">□被害額20,000円以下である。
□犯罪が軽微である。
□盗品等の返還その他の被害回復が行われている。
□被害者が処罰を希望していない。
□素行不良者でない。
□偶発的犯行である。
□再犯のおそれがない。</td><td colspan="2">□得喪の目的である財物が極めて僅少である。
□犯情が軽微である。
□同種の前科がない。
□共犯者の全てについて再犯のおそれがない。</td><td>□凶器未使用である。
□犯情が軽微である。
□被害者が処罰を希望していない。
□素行不良者でない。
□偶発的犯行である。
□再犯のおそれがない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">検　挙　日</td><td colspan="2">年　月　日　□現逮　□任意</td><td>検察庁報告日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

処　分　に　伴　う　処　置（犯罪捜査規範第200条）	取扱者等	上位警察官
1　被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒めた。	㊞	㊞
2　親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき必要な注意を与えて、その請書を徴した。	㊞	㊞
3　被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭した。	㊞	㊞

注　1　「微罪処分の要件及び検討結果」欄の該当する□にレ印を付し、微罪処分ができるか否かを検討すること。
　　2　供述書の記載に当たっては、事前に手続書上部の各欄を読み聞かせること。

（その２）

被害者供述書

私は、ただいま説明を受けましたとおり

１　日時

２　場所　　において

３　被害状況　□下記目録記載
□

の　　被害を受けましたが、□被害額も少なく、□被害の程度も軽く、　また　□ 被害品が返ってきました　□ 被害を弁償してもらいました　□ 謝罪を受けました

ので、犯人に対しては寛大な処分をお願いします。

年　　月　　日

住居

職業

氏名　　印

警察署長

警視　　殿

目録

品名	数量	□販売価格 □時　　価	特徴	所有者
計	点	円		

（その３）

供　述　書

氏　名　　印

私は、ただいま読み聞かせていただきましたとおりの罪を犯したことに間違いありません。

このことにつきまして心から反省し、今後は二度とこのような過ちを犯さないことを誓います。

年　　月　　日

警察署長

警視　　殿

請　　書

上記　　、御署において取調べ中のところ、寛大な処分をいただきありがとうございました。

今後は、私の責任において十分注意し、二度とこのような過ちを犯さないよう監督することを約束します。

年　　月　　日

住居

職業

続柄

氏名　　印

警察署長

警視　　殿